

～ 商店・会社等 事業者の皆様へ～

事業系ごみの適正排出をお願いします

事業所から排出されるごみは、ごみの性質により「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別されますが、処分の方法が異なります。分別を徹底し、適正な排出・処分にご協力をお願いいたします。

< 事業系ごみの排出・処分方法 >

☆事業系ごみとは

事業所や飲食店等の事業活動に伴って排出される全ての廃棄物を指し、「事業者は、事業活動に伴って排出される廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法第3条に定められています（排出事業者責任）。違反者には懲役や罰金刑が科せられることもあります。



◎ 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた20種類の廃棄物です。

※市では処理できません！



委託契約

産廃収集運搬の許可を得た業者に運搬を、処分業の許可を得た業者に処分を、それぞれ委託してください。

自己処理

事業者自身が処理施設を有する場合、法令に従い、近隣に環境被害を与えないよう、適切に処理を行ってください。

◎ 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物です。主に、紙類、生ごみ、古布、落ち葉・草・枝、従業員が飲食したごみ等が、これに該当します。（特定の業種では、産業廃棄物となります。）



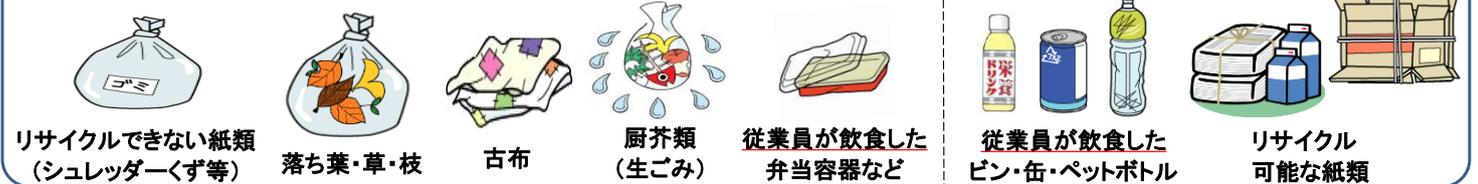
< 注意 >

事業系ごみは家庭ごみの集積所には一切出すことができません！



家庭ごみ集積所

(記載の品目は一例であり、全てを記したものではありませんのでご注意ください。)



※従業員飲食用でないプラ容器やビン・缶、ペットボトル等は産業廃棄物です

自己処理

事業者自身が処理施設を有する場合、法令に従い、近隣に環境被害を与えないよう、適切に処理を行ってください。

習志野市クリーンセンターへ分別して自己搬入

事業系一般廃棄物は、クリーンセンターに直接持ち込むことが可能です。排出区分ごとに分別してください。

許可業者に収集運搬を委託

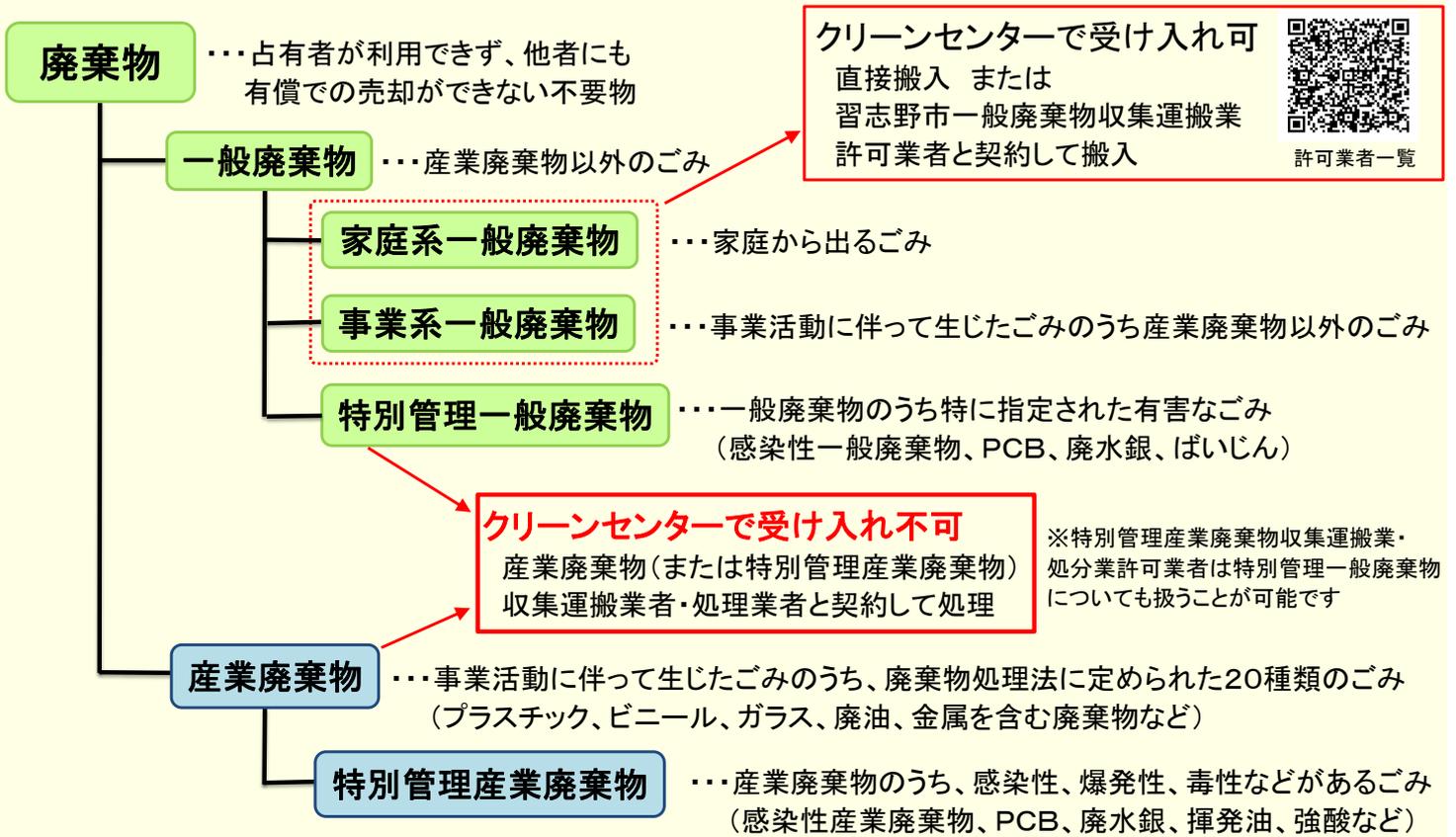
習志野市一般廃棄物収集運搬業許可業者にお問い合わせください。

リサイクル

リサイクル可能な廃棄物は紙間屋や再生事業者に搬入するなど、リサイクルに努めてください。



廃棄物の分類と処理



事業用建築物(多量排出事業者)

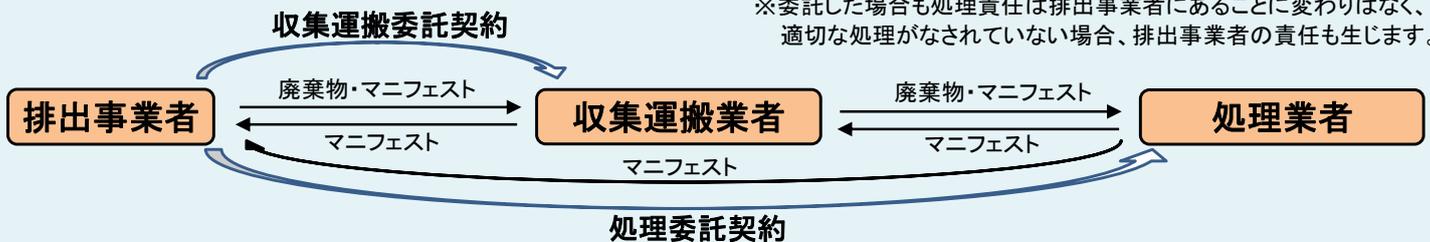
事業の用途に供する床面積が1,000㎡以上かつ、**事業系一般廃棄物を1日平均50kg以上排出する事業者**は、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例並びに同施行規則に基づき、飛散、混在、流出、悪臭、害虫発生の恐れが無い十分な大きさの事業系一般廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所を設置し、管理責任者や保管物を表示するとともに、多量排出事業者として減量・再利用の計画書を提出する必要があります。

これに該当しない事業所は計画書の提出は必要ありませんが、基準に沿った廃棄物保管場所の設置及び管理責任者表示等は必要です。詳細はクリーン推進課(047-453-5577)までお問い合わせください。

産業廃棄物の運搬・処理委託

★**産業廃棄物は市では一切処理できません**。排出事業者は産業廃棄物運搬業者及び処理業者と書面契約のうえ産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適切に管理する必要があります(5年間保存)。

※委託した場合も処理責任は排出事業者にあることに変わりはなく、適切な処理がなされていない場合、排出事業者の責任も生じます。



●産業廃棄物の適正処理について 千葉県 環境生活部 廃棄物指導課

TEL: 043(223)2757 URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/gaiyou.html>

●産業廃棄物処理等業者について(業者紹介) 一般社団法人 千葉県産業資源循環協会

TEL: 043(239)9920 URL: <https://www.chiba-sanpai.or.jp>



～3Rに取り組みましょう！～

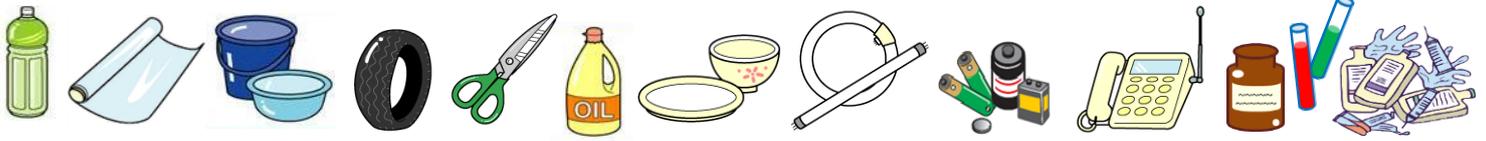
Reduce(発生抑制)⇒ごみを出さないよう努めましょう。

Reuse(再使用) ⇒使えるものは繰り返し使用しましょう。

Recycle(再生利用)⇒資源となるものは分別し、資源化しましょう。

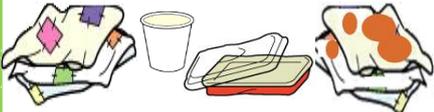
産業廃棄物の種類

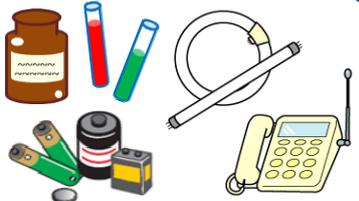
法令により定められた下記20種類の廃棄物を産業廃棄物といい、市では処理できません。
金属やガラスなどの不燃物、合成繊維、プラスチックを含む製品などは全て産業廃棄物です。
 産業廃棄物を事業系一般廃棄物として廃棄することは違法です。必ず許可を得た事業者と書
 面契約のうえ、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し適切に処理してください。



種類	摘要	業種指定
①燃え殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
②汚泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、ビルピット汚泥、建設工事汚泥等	
③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着液、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像液など、すべてのアルカリ廃液	
⑥廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
⑦紙くず	次の事業活動に伴って生ずる紙くず 【建設業、パルプ・紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業】	指定
⑧木くず	【建設業】に係る工作物の新築、改築又は除去木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）	指定
	【パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業】に係る木くず 貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）	
⑨繊維くず	【建設業】に係る工作物の新築、改築又は除去、【繊維工業】（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず	指定
⑩動植物性残渣	【食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業】において原料として使用された動物植物に係る固形状の不要物	指定
⑪動物系固形不要物	【と畜場及び食鳥処理場】における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物	指定
⑫ゴムくず	天然ゴムくずのみ	
⑬金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等鉄くず、スクラップ、ブリキ、銅線くず、研磨くずなど	
⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（廃空ビン類、板ガラスくず、破損ガラスなど） コンクリートくず（製造過程等で生じるコンクリートブロックくずなど） 陶磁器くず（陶器くず、磁器くず、レンガくず、石膏ボードなど）	
⑮鉱さい	高炉・平炉・電気炉等熔融炉からの残さ、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂等	
⑯がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
⑰動物のふん尿	自家用を除くすべての【畜産農業】に係る動物ふん尿	指定
⑱動物の死体	自家用を除くすべての【畜産農業】に係る動物の死体	指定
⑲ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法の排出ガス規制の対象となる特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの	①～⑱の産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の例

従業員が飲食した弁当容器、汚れた紙や布、リサイクルできない紙等		⇒	一般ごみ (燃えるごみ)	事業系一般廃棄物	再生事業者に委託する等リサイクルに努めてください 一般廃棄物収集運搬業者に委託し処理してください	
食べ残し、調理残渣等		⇒	生ごみ			
木の枝、草、剪定枝等 (木製パレットは産廃)	20cm未満 50cm未満 	⇒	木くず			
綿の作業服、制服等 (合成繊維は産廃)		⇒	古布			
新聞、雑誌、段ボール、OA用紙、紙パック等		⇒	古紙			再利用対象物
ビン・缶、ペットボトル等 (従業員が飲食したものに限り)		⇒	ビン・缶、ペットボトル			

ペットボトル、発泡スチロール、ビニール、タイヤ、合成繊維等		⇒	廃プラスチック類	産業廃棄物	クリーンセンターには搬入できません! 産業廃棄物収集運搬業者に委託し処理してください。
空き缶、刃物、配管、パイプ椅子、スチール机、ロッカー等		⇒	金属くず		
窓ガラス、ビン、食器類、瓦、レンガ、コンクリートくず等		⇒	ガラス・陶器くず		
食用油、潤滑油、石鹼		⇒	廃油		
薬品類(廃酸、廃アルカリ) 蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物) 電池(汚泥、金属くず) OA機器(廃プラ、金属くず)		⇒	産業廃棄物の混合物 (混合廃棄物)		
注射針、血の付いた包帯、指定感染症患者の体液が付着したもの(感染性廃棄物)、爆発性・毒性のある薬品		⇒	特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物		

●事業系一般廃棄物に関すること・・・習志野市役所クリーンセンタークリーン推進課

TEL: 047(453)5577 URL: <https://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gomi/gomi/jigyokeigomi.html>

●産業廃棄物に関すること・・・千葉県環境生活部廃棄物指導課

TEL: 043(223)2757 URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/index.html>